

10月1日  
から

# 幼稚園・保育所・ 認定こども園などの 利用料が無償化されます

10月1日から、主に3〜5歳の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化が実施されます。無償化の対象範囲や金額は、教育・保育施設などの種類や、保育の必要性の有無、住民税の課税状況により異なります。

無償化の対象か  
こちらでチェック！

子どもが  
通っている  
施設は？

保育の必要性(※)  
はありますか？

※保護者の就労・疾病や介護により家庭で保育できない状態であること。

はい

子どもが通って  
いる施設または、  
利用している  
サービスは？

いいえ

## 無償化の期間

満3歳になった最初の  
4月1日から3年間

※幼稚園利用者は入園できる時期に合わせて満3歳児からです。

※0〜2歳の住民税非課税世帯の子どもも対象です。

A

## 幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子ども

### 対象／幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育(小規模保育・家庭的保育・住宅訪問型保育・事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)に通園している①3〜5歳児(幼稚園利用者)は入園できる時期に合わせて満3歳児から

### 給食費の負担／

これまで、保育所や認定こども園(保育園部)に通園の場合、給食費のうち副食費は保育料としてご負担いただいていたましたが、10月1日からは、通園している園にお支払いいただくことになります。

### 保育料／①無償(幼稚園は月額2万5700円まで無償)②無償

### 幼稚園・保育所・認定こども園を利用する子どもが2人以上いる世帯の皆さんへ

子どもが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から現行制度を継続し、保育所などに通う兄弟が無償化の対象になった場合、0〜2歳の弟妹の保育料について第2子は半額、第3子は無償となります。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子どもについては副食費(おかず・おやつなど)が免除されます。

- 新制度移行済み(★1)の公私立幼稚園
- 認定こども園(幼稚園部)
- 就学前障害児の発達支援施設
- 新制度に移行していない私立幼稚園
- 上記以外

- 保育所・認定こども園(保育園部)
- 地域型保育(家庭的保育など)
- 就学前障害児の発達支援施設

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業・病児保育事業
- ファミリーサポートセンター事業

- 新制度移行済み(★1)の公私立幼稚園
- 認定こども園(幼稚園部)

- 新制度に移行していない私立幼稚園

- 企業主導型保育施設

- 上記以外

## 問い合わせ

保育幼稚園課

☎55-2762

☎55-2979

✉fu-hoikuyouchien@div.city.fuji.shizuoka.jp



**C** 無償

※幼稚園の預かり保育の実施時間などが少ない場合に、月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が無償となります。

さらに/

預かり保育を利用した場合

**B** 3～5歳児  
月額1万1,300円まで無償

**B** 住民税非課税世帯の満3歳児  
月額1万6,300円まで無償

さらに/

- ・認可外保育施設
  - ・一時預かり事業
  - ・病児保育事業
  - ・ファミリーサポートセンター事業
- を利用した場合

**A D** 満3～5歳児 無償

**A** 満3～5歳児  
月額2万5,700円まで無償

無償化の対象にはなりません

**A D** 3～5歳児 無償

**A D** 住民税非課税世帯の  
0～2歳児 無償

**C** 3～5歳児  
月額3万7,000円まで無償

**C** 住民税非課税世帯の0～2歳児  
月額4万2,000円まで無償

**A** 満3～5歳児 無償

**A** 満3～5歳児  
月額2万5,700円まで無償

標準的な利用料が無償

無償化の対象にはなりません

**D**

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子ども

**対象**／就学前障害児の発達支援施設（いわゆる障害児通園施設）を利用する①3～5歳児②住民税非課税世帯の0～2歳児  
**利用料**／①②とも無償

- ★1平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において、制度の実施主体となった市町によって、支給認定や利用者負担額（保育料）が定められる園を指します。
- ★2「保育の必要性の認定」の要件には、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

**C**

認可外保育施設などを利用する子ども

**対象**／認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業を利用する①3～5歳児②住民税非課税世帯の0～2歳児  
**利用料**／①月額3万7,000円まで無償②月額4万2,000円まで無償

※無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは利用している施設または保育幼稚園課にお問い合わせください。

**B**

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

**対象**／公私立幼稚園や認定こども園（幼稚園部）の預かり保育を利用する①3～5歳児②住民税非課税世帯の満3歳児  
**保育料**／①月額1万1,300円まで無償②月額1万6,300円まで無償  
※無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは利用している施設または保育幼稚園課にお問い合わせください。